

(申請日) 年 月 日

住民票の写し等請求書 (郵送用)

(宛先) 富里市長 ※ 太枠の中を記入してください。

① 請求者	住所	電話 ()
	フリガナ	大正・昭和・平成・令和・西暦
	氏名 (法人・代表者名)	年 月 日生

※あてはまる□に✓を記入してください。

② 請求内容	住民票の写し (1通300円)	全員 通	証明が必要な人	<input type="checkbox"/> 本人 (本人の場合は住所・氏名・生年月日の記入は不要です。)	
		個人 通		住所	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ 富里市
	住民票の除票 (1通300円)	個人 通		世帯主	
	住民票記載事項証明書 (1通300円)	全員 通		必要な人の氏名	
		個人 通		生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日生
	除票記載事項証明書 (1通300円)	個人 通	住民票の記載内容	※ のせる項目に✓をつけてください。	
	住所証明書(無料)	通		<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <small>※日本人住民</small> <input type="checkbox"/> 続柄・世帯主 <input type="checkbox"/> 国籍 <small>※外国人住民</small>	
	不在住証明書 (1通300円)	通		<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 在留情報 <small>※外国人住民</small>	
		通	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	請求者と証明が必要な人との関係			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯の人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
使用目的 (提出先)	※ 本人又は同一世帯以外の人、住民票の除票を請求する人、個人番号・住民票コードを記載する場合は記入してください。 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 学校関係 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> 資格試験 <input type="checkbox"/> その他 ()				

本人確認	マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・健康保険証・障害者手帳	必要書類	委任状添付	発行	確認
	在留カード・特別永住者証明書・その他 ()		疎明資料提示		

郵送での住民票の写し等の取り寄せについて

① 上部の請求書に必要事項を記入してください(平日の日中に連絡のつく電話番号を必ず記入してください。)

② 請求書に記載されている手数料分の定額小為替を同封してください。

郵便局で購入できます。 ※ 何も記入せず、釣銭のないようにお願いします。

③ 本人確認書類(運転免許証・個人番号カード・パスポート・健康保険証等)の写しを同封してください。

④ 返信用の封筒(切手貼付)を同封してください(封筒に返送先の住所・請求者の氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。)

※ 返送先は原則請求者の住所地となります(個人番号入りの住民票の場合は証明が必要な人の住所地となります。)

住所地以外への返送を希望する場合は、送付希望先を確認出来る証明が必要になります。確認した上で正当と認められる場合は、住所地以外への返送も可能です。詳細はお問い合わせください。

⑤ ①～④の必要書類が全て同封されていることを確認し、下記の請求先まで送付してください。

請求先：〒286-0292

千葉県富里市七栄652番地1

富里市役所 市民課 市民班

◎ 本人又は同一世帯以外の方(代理人)が請求する場合は委任状が必要です。

委任状には、委任者の住所・氏名と、代理人(受任者)の住所・氏名、委任内容(例…「郵送による住民票の申請 及び受領」等)を委任者が記入してください。

◎ 「その他」の請求者(代理人以外)は証明が必要な人との関係が確認できる疎明資料(契約書等)が必要です。

◎ 亡くなられた方の個人番号入りの住民票の除票は請求できません。

◎ プライバシーの侵害等につながる不当な請求には応じられません。

◎ 偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます(住民基本台帳法第46条)。